

条項の改正

【第1条から第3条：稟機法】

| 現 行 | 第1条：改正後 | 第2条：改正後 | 第3条：改正後 | 最終 |
|------------|------------|-----------|---------|-----------|
| 第14章 | 第15章 | — | — | 第15章 |
| 第15章 | 第16章 | — | — | 第16章 |
| 第16章 | 第17章 | — | — | 第17章 |
| 第17章 | 第18章 | — | — | 第18章 |
| 第7条第3項 | — | 第7条第4項 | — | 第7条第4項 |
| 第9条の2 | — | 第9条の3 | — | 第9条の3 |
| 第9条の3 | — | 第9条の4 | — | 第9条の4 |
| 第9条の4 | — | 第9条の5 | — | 第9条の5 |
| 第12条第2項 | — | 第12条第4項 | — | 第12条第4項 |
| 第12条の2第3号 | — | 第12条の2第2項 | — | 第12条の2第2項 |
| 第13条第3項 | — | 第13条第4項 | — | 第13条第4項 |
| 第13条第4項 | — | 削る | — | 削る |
| 第13条第4項第1号 | — | 第13条第5項 | — | 第13条第5項 |
| 第13条第4項第2号 | — | 第13条第6項 | — | 第13条第6項 |
| 第13条第5項 | — | 第13条第7項 | — | 第13条第7項 |
| 第13条第6項 | — | 第13条第8項 | — | 第13条第8項 |
| 第13条第7項 | — | 第13条第9項 | — | 第13条第9項 |
| 第14条第5項 | 第14条第6項 | — | — | 第14条第6項 |
| 第14条第6項 | 第14条第7項 | — | — | 第14条第7項 |
| 第14条第7項 | 第14条第8項 | 第14条第10項 | — | 第14条第10項 |
| 第14条第8項 | 第14条第9項 | 第14条第11項 | — | 第14条第11項 |
| — | 新設第14条第10項 | 第14条第12項 | — | 第14条第12項 |
| — | 新設第14条第11項 | 第14条第13項 | — | 第14条第13項 |
| — | 新設第14条第12項 | 第14条第14項 | — | 第14条第14項 |

| 現 行 | 第 1 条 : 改正後 | 第 2 条 : 改正後 | 第 3 条 : 改正後 | 最終 |
|--------------------------|----------------------|--------------------------|-------------|--------------------------|
| 第 14 条第 9 項 | 第 14 条第 13 項 | 第 14 条第 15 項 | — | 第 14 条第 15 項 |
| 第 14 条第 10 項 | 第 14 条第 14 項 | 第 14 条第 16 項 | — | 第 14 条第 16 項 |
| 第 14 条第 11 項 | 第 14 条第 15 項 | 第 14 条第 17 項 | — | 第 14 条第 17 項 |
| 第 14 条の 2 | — | 第 14 条の 2 の 2 | — | 第 14 条の 2 の 2 |
| 第 14 条の 4 第 2 項 | 第 14 条の 4 第 3 項 | — | — | 第 14 条の 4 第 3 項 |
| 第 14 条の 4 第 3 項 | 第 14 条の 4 第 4 項 | — | — | 第 14 条の 4 第 4 項 |
| 第 14 条の 4 第 4 項 | 第 14 条の 4 第 5 項 | — | — | 第 14 条の 4 第 5 項 |
| 第 14 条の 4 第 5 項 | 第 14 条の 4 第 6 項 | — | — | 第 14 条の 4 第 6 項 |
| 第 14 条の 4 第 6 項 | 第 14 条の 4 第 7 項 | — | — | 第 14 条の 4 第 7 項 |
| 第 14 条の 4 第 7 項 | 第 14 条の 4 第 8 項 | — | — | 第 14 条の 4 第 8 項 |
| 第 17 条第 2 項 | — | 第 17 条第 4 項 | — | 第 17 条第 4 項 |
| 第 17 条第 3 項 | — | 第 17 条第 5 項 | — | 第 17 条第 5 項 |
| 第 17 条第 4 項 | — | 第 17 条第 8 項 | — | 第 17 条第 8 項 |
| 第 17 条第 5 項 | — | 第 17 条第 10 項 | — | 第 17 条第 10 項 |
| 第 17 条第 6 項 | — | 第 17 条第 13 項 | — | 第 17 条第 13 項 |
| 第 18 条第 2 項 | — | 第 18 条第 3 項 | — | 第 18 条第 3 項 |
| 第 18 条第 3 項 | — | 第 18 条第 5 項 | — | 第 18 条第 5 項 |
| 第 21 条第 3 項 | 削る | — | — | 削る |
| 第 23 条の 2 第 2 項 | — | 第 23 条の 2 第 4 項 | — | 第 23 条の 2 第 4 項 |
| 第 23 条の 2 の 2 第 3 号 | — | 第 23 条の 2 の 2 第 2 項 | — | 第 23 条の 2 の 2 第 2 項 |
| 第 23 条の 2 の 3 第 2 項第 3 号 | — | 第 23 条の 2 の 3 第 2 項第 6 号 | — | 第 23 条の 2 の 3 第 2 項第 6 号 |
| 第 23 条の 2 の 5 第 5 項 | 第 23 条の 2 の 5 第 6 項 | — | — | 第 23 条の 2 の 5 第 6 項 |
| 第 23 条の 2 の 5 第 6 項 | 第 23 条の 2 の 5 第 7 項 | — | — | 第 23 条の 2 の 5 第 7 項 |
| 第 23 条の 2 の 5 第 7 項 | 第 23 条の 2 の 5 第 8 項 | — | — | 第 23 条の 2 の 5 第 8 項 |
| 第 23 条の 2 の 5 第 8 項 | 第 23 条の 2 の 5 第 9 項 | — | — | 第 23 条の 2 の 5 第 9 項 |
| 第 23 条の 2 の 5 第 9 項 | 第 23 条の 2 の 5 第 10 項 | — | — | 第 23 条の 2 の 5 第 10 項 |

| 現 行 | 第1条：改正後 | 第2条：改正後 | 第3条：改正後 | 最終 |
|---------------|--------------|---------------|---------|---------------|
| 第23条の2の5第10項 | 第23条の2の5第11項 | — | — | 第23条の2の5第11項 |
| 第23条の2の5第11項 | 第23条の2の5第15項 | — | — | 第23条の2の5第15項 |
| 第23条の2の5第12項 | 第23条の2の5第16項 | — | — | 第23条の2の5第16項 |
| 第23条の2の5第13項 | 第23条の2の5第17項 | — | — | 第23条の2の5第17項 |
| 第23条の2の14第2項 | — | 第23条の2の14第4項 | — | 第23条の2の14第4項 |
| 第23条の2の14第3項 | — | 第23条の2の14第5項 | — | 第23条の2の14第5項 |
| 第23条の2の14第4項 | — | 第23条の2の14第8項 | — | 第23条の2の14第8項 |
| 第23条の2の14第5項 | — | 第23条の2の14第10項 | — | 第23条の2の14第10項 |
| 第23条の2の14第6項 | — | 第23条の2の14第13項 | — | 第23条の2の14第13項 |
| 第23条の2の15第2項 | — | 第23条の2の15第3項 | — | 第23条の2の15第3項 |
| 第23条の2の15第3項 | — | 第23条の2の15第5項 | — | 第23条の2の15第5項 |
| 第23条の2の21第3項 | 削る | — | — | 削る |
| 第23条の2の23第3項 | 第23条の2の23第4項 | — | — | 第23条の2の23第4項 |
| 第23条の2の23第4項 | 第23条の2の23第5項 | — | — | 第23条の2の23第5項 |
| 第23条の2の23第5項 | 第23条の2の23第6項 | — | — | 第23条の2の23第6項 |
| 第23条の2の23第6項 | 第23条の2の23第7項 | — | — | 第23条の2の23第7項 |
| 第23条の2の23第7項 | 第23条の2の23第8項 | — | — | 第23条の2の23第8項 |
| 第23条の4第2項第2号 | 第23条の4第2項第3号 | — | — | 第23条の4第2項第3号 |
| 第23条の4第2項第3号 | 第23条の4第2項第4号 | — | — | 第23条の4第2項第4号 |
| 第23条の4第2項第4号 | 第23条の4第2項第5号 | — | — | 第23条の4第2項第5号 |
| 第23条の4第2項第5号 | 第23条の4第2項第6号 | — | — | 第23条の4第2項第6号 |
| 第23条の20第2項 | — | 第23条の20第4項 | — | 第23条の20第4項 |
| 第23条の21第3号 | — | 第23条の21第2項 | — | 第23条の21第2項 |
| 第23条の22第3項 | — | 第23条の22第4項 | — | 第23条の22第4項 |
| 第23条の22第4項 | — | 削る | — | 削る |
| 第23条の22第4項第1号 | — | 第23条の22第5項 | — | 第23条の22第5項 |

| 現 行 | 第 1 条 : 改正後 | 第 2 条 : 改正後 | 第 3 条 : 改正後 | 最終 |
|-----------------------|------------------|-------------------|-------------|-------------------|
| 第 23 条の 22 第 4 項第 2 号 | — | 第 23 条の 22 第 6 項 | — | 第 23 条の 22 第 6 項 |
| 第 23 条の 22 第 5 項 | — | 第 23 条の 22 第 7 項 | — | 第 23 条の 22 第 7 項 |
| 第 23 条の 22 第 6 項 | — | 第 23 条の 22 第 8 項 | — | 第 23 条の 22 第 8 項 |
| 第 23 条の 22 第 7 項 | — | 第 23 条の 22 第 9 項 | — | 第 23 条の 22 第 9 項 |
| 第 23 条の 25 第 7 項 | — | 第 23 条の 25 第 9 項 | — | 第 23 条の 25 第 9 項 |
| 第 23 条の 25 第 8 項 | — | 第 23 条の 25 第 10 項 | — | 第 23 条の 25 第 10 項 |
| 第 23 条の 25 第 9 項 | — | 第 23 条の 25 第 11 項 | — | 第 23 条の 25 第 11 項 |
| 第 23 条の 25 第 10 項 | — | 第 23 条の 25 第 12 項 | — | 第 23 条の 25 第 12 項 |
| 第 23 条の 25 第 11 項 | — | 第 23 条の 25 第 13 項 | — | 第 23 条の 25 第 13 項 |
| 第 23 条の 27 第 5 項 | 第 23 条の 27 第 6 項 | — | — | 第 23 条の 27 第 6 項 |
| 第 23 条の 27 第 6 項 | 第 23 条の 27 第 7 項 | — | — | 第 23 条の 27 第 7 項 |
| 第 23 条の 34 第 2 項 | — | 第 23 条の 34 第 4 項 | — | 第 23 条の 34 第 4 項 |
| 第 23 条の 34 第 3 項 | — | 第 23 条の 34 第 5 項 | — | 第 23 条の 34 第 5 項 |
| 第 23 条の 34 第 4 項 | — | 第 23 条の 34 第 8 項 | — | 第 23 条の 34 第 8 項 |
| 第 23 条の 35 第 2 項 | — | 第 23 条の 35 第 3 項 | — | 第 23 条の 35 第 3 項 |
| 第 23 条の 35 第 3 項 | — | 第 23 条の 35 第 5 項 | — | 第 23 条の 35 第 5 項 |
| 第 23 条の 41 第 3 項 | 削る | — | — | 削る |
| 第 26 条第 4 項第 3 号 | — | 第 26 条第 5 項 | — | 第 26 条第 5 項 |
| 第 28 条第 3 項 | — | 第 28 条第 4 項 | — | 第 28 条第 4 項 |
| 第 29 条の 3 | — | 第 29 条の 4 | — | 第 29 条の 4 |
| 第 30 条第 2 項 | — | 削る | — | 削る |
| 第 30 条第 2 項第 1 号 | — | 第 30 条第 3 項 | — | 第 30 条第 3 項 |
| 第 30 条第 2 項第 2 号 | — | 第 30 条第 4 項 | — | 第 30 条第 4 項 |
| 第 34 条第 2 項 | — | 削る | — | 削る |
| 第 34 条第 2 項第 1 号 | — | 第 34 条第 3 項 | — | 第 34 条第 3 項 |
| 第 34 条第 2 項第 2 号 | — | 第 34 条第 4 項 | — | 第 34 条第 4 項 |

| 現 行 | 第 1 条 : 改正後 | 第 2 条 : 改正後 | 第 3 条 : 改正後 | 最終 |
|----------------------|-------------|-----------------|-------------|-----------------|
| 第 34 条第 3 項 | — | 第 34 条第 5 項 | — | 第 34 条第 5 項 |
| 第 35 条第 3 項 | — | 第 35 条第 4 項 | — | 第 35 条第 4 項 |
| 第 39 条第 3 項 | — | 削る | — | 削る |
| 第 39 条第 3 項第 1 号 | — | 第 39 条第 4 項 | — | 第 39 条第 4 項 |
| 第 39 条第 3 項第 2 号 | — | 第 39 条第 5 項 | — | 第 39 条第 5 項 |
| 第 39 条第 4 項 | — | 第 39 条第 6 項 | — | 第 39 条第 6 項 |
| 第 40 条の 2 第 3 項 | — | 第 40 条の 2 第 4 項 | — | 第 40 条の 2 第 4 項 |
| 第 40 条の 2 第 4 項 | — | 削る | — | 削る |
| 第 40 条の 2 第 4 項第 1 号 | — | 第 40 条の 2 第 5 項 | — | 第 40 条の 2 第 5 項 |
| 第 40 条の 2 第 4 項第 2 号 | — | 第 40 条の 2 第 6 項 | — | 第 40 条の 2 第 6 項 |
| 第 40 条の 2 第 5 項 | — | 第 40 条の 2 第 7 項 | — | 第 40 条の 2 第 7 項 |
| 第 40 条の 2 第 6 項 | — | 第 40 条の 2 第 8 項 | — | 第 40 条の 2 第 8 項 |
| 第 40 条の 5 第 3 項 | — | 削る | — | 削る |
| 第 40 条の 5 第 3 項第 1 号 | — | 第 40 条の 5 第 4 項 | — | 第 40 条の 5 第 4 項 |
| 第 40 条の 5 第 3 項第 2 号 | — | 第 40 条の 5 第 5 項 | — | 第 40 条の 5 第 5 項 |
| 第 40 条の 5 第 4 項 | — | 第 40 条の 5 第 6 項 | — | 第 40 条の 5 第 6 項 |
| 第 40 条の 5 第 5 項 | — | 第 40 条の 5 第 7 項 | — | 第 40 条の 5 第 7 項 |
| 第 52 条 | — | 全部改正 | — | 全部改正 |
| 第 52 条の 2 | — | 第 68 条の 2 の 3 | — | 第 68 条の 2 の 3 |
| 第 52 条の 3 | — | 第 68 条の 2 の 4 | — | 第 68 条の 2 の 4 |
| 第 55 条第 2 項 | 模造に係る医薬品の移動 | | — | 模造に係る医薬品の移動 |
| 第 63 条の 2 | — | 全部改正 | — | 全部改正 |
| 第 63 条の 3 | — | 第 68 条の 2 の 3 | — | 第 68 条の 2 の 3 |
| 第 65 条第 3 号 | 削る | — | — | 削る |
| 第 65 条第 4 号 | 第 65 条第 3 号 | — | — | 第 65 条第 3 号 |
| 第 65 条第 5 号 | 第 65 条第 4 号 | — | — | 第 65 条第 4 号 |

| 現 行 | 第 1 条 : 改正後 | 第 2 条 : 改正後 | 第 3 条 : 改正後 | 最終 |
|----------------------|----------------------|---------------|---------------|----------------------|
| 第 65 条第 6 号 | 第 65 条第 5 号 | — | — | 第 65 条第 5 号 |
| 第 65 条第 7 号 | 第 65 条第 6 号 | — | — | 第 65 条第 6 号 |
| 第 65 条第 8 号 | 第 65 条第 7 号 | — | — | 第 65 条第 7 号 |
| 第 65 条の 3 | — | 全部改正 | — | 全部改正 |
| 第 65 条の 4 | — | 第 68 条の 2 の 3 | — | 第 68 条の 2 の 3 |
| 第 65 条の 5 | — | 第 65 条の 4 | — | 第 65 条の 4 |
| 第 65 条の 6 | — | 第 65 条の 5 | — | 第 65 条の 5 |
| 第 68 条の 2 | — | 第 68 条の 2 の 5 | 第 68 条の 2 の 6 | 第 68 条の 2 の 6 |
| 第 69 条第 4 項 | 第 69 条第 5 項 | 第 69 条第 6 項 | — | 第 69 条第 6 項 |
| 第 69 条第 5 項 | 第 69 条第 6 項 | 第 69 条第 7 項 | — | 第 69 条第 7 項 |
| 第 69 条第 6 項 | 第 69 条第 7 項 | 第 69 条第 8 項 | — | 第 69 条第 8 項 |
| 第 69 条第 7 項 | 第 69 条第 8 項 | 第 69 条第 9 項 | — | 第 69 条第 9 項 |
| 第 70 条第 2 項 | 第 70 条第 3 項 | — | — | 第 70 条第 3 項 |
| 第 70 条第 3 項 | 第 70 条第 4 項 | — | — | 第 70 条第 4 項 |
| 第 72 条の 5 | — | 全部改正 | — | 全部改正 |
| 第 73 条 | — | 第 73 条の 2 | — | 第 73 条の 2 |
| 第 74 条の 2 第 3 項第 2 号 | 第 74 条の 2 第 3 項第 3 号 | — | — | 第 74 条の 2 第 3 項第 3 号 |
| 第 74 条の 2 第 3 項第 3 号 | 第 74 条の 2 第 3 項第 4 号 | — | — | 第 74 条の 2 第 3 項第 4 号 |
| 第 74 条の 2 第 3 項第 4 号 | 第 74 条の 2 第 3 項第 5 号 | — | — | 第 74 条の 2 第 3 項第 5 号 |
| 第 74 条の 2 第 3 項第 5 号 | 第 74 条の 2 第 3 項第 6 号 | — | — | 第 74 条の 2 第 3 項第 6 号 |
| 第 74 条の 2 第 3 項第 6 号 | 第 74 条の 2 第 3 項第 7 号 | — | — | 第 74 条の 2 第 3 項第 7 号 |
| 第 75 条の 5 | — | 医薬品等外国製造業者の追加 | — | 医薬品等外国製造業者の追加 |
| 第 77 条の 2 第 2 項 | 第 77 条の 2 第 4 項 | — | — | 第 77 条の 2 第 4 項 |
| 第 83 条の 2 第 2 項 | 削る | — | — | 削る |
| 第 83 条の 2 第 3 項 | 第 83 条の 2 第 2 項 | — | — | 第 83 条の 2 第 2 項 |
| 第 83 条の 2 の 2 第 2 項 | 削る | — | — | 削る |

| 現 行 | 第 1 条：改正後 | 第 2 条：改正後 | 第 3 条：改正後 | 最終 |
|---------------------|---------------------|-----------|-----------|---------------------|
| 第 83 条の 2 の 2 第 3 項 | 第 83 条の 2 の 2 第 2 項 | — | — | 第 83 条の 2 の 2 第 2 項 |
| 第 84 条第 19 号 | 第 84 条第 20 号 | — | — | 第 84 条第 20 号 |
| 第 84 条第 20 号 | 第 84 条第 22 号 | — | — | 第 84 条第 22 号 |
| 第 84 条第 21 号 | 第 84 条第 23 号 | — | — | 第 84 条第 23 号 |
| 第 84 条第 22 号 | 第 84 条第 24 号 | — | — | 第 84 条第 24 号 |
| 第 84 条第 23 号 | 第 84 条第 25 号 | — | — | 第 84 条第 25 号 |
| 第 84 条第 24 号 | 第 84 条第 26 号 | — | — | 第 84 条第 26 号 |
| 第 84 条第 25 号 | 第 84 条第 27 号 | — | — | 第 84 条第 27 号 |
| 第 84 条第 26 号 | 第 84 条第 28 号 | — | — | 第 84 条第 28 号 |
| 第 84 条第 27 号 | 第 84 条第 29 号 | — | — | 第 84 条第 29 号 |
| 第 86 条第 1 項第 3 号 | 第 86 条第 1 項第 4 号 | — | — | 第 86 条第 1 項第 4 号 |
| 第 86 条第 1 項第 4 号 | 第 86 条第 1 項第 5 号 | — | — | 第 86 条第 1 項第 5 号 |
| 第 86 条第 1 項第 5 号 | 第 86 条第 1 項第 7 号 | — | — | 第 86 条第 1 項第 7 号 |
| 第 86 条第 1 項第 6 号 | 第 86 条第 1 項第 8 号 | — | — | 第 86 条第 1 項第 8 号 |
| 第 86 条第 1 項第 7 号 | 第 86 条第 1 項第 9 号 | — | — | 第 86 条第 1 項第 9 号 |
| 第 86 条第 1 項第 8 号 | 第 86 条第 1 項第 10 号 | — | — | 第 86 条第 1 項第 10 号 |
| 第 86 条第 1 項第 9 号 | 第 86 条第 1 項第 11 号 | — | — | 第 86 条第 1 項第 11 号 |
| 第 86 条第 1 項第 10 号 | 第 86 条第 1 項第 12 号 | — | — | 第 86 条第 1 項第 12 号 |
| 第 86 条第 1 項第 11 号 | 第 86 条第 1 項第 13 号 | — | — | 第 86 条第 1 項第 13 号 |
| 第 86 条第 1 項第 12 号 | 第 86 条第 1 項第 14 号 | — | — | 第 86 条第 1 項第 14 号 |
| 第 86 条第 1 項第 13 号 | 第 86 条第 1 項第 15 号 | — | — | 第 86 条第 1 項第 15 号 |
| 第 86 条第 1 項第 14 号 | 第 86 条第 1 項第 16 号 | — | — | 第 86 条第 1 項第 16 号 |
| 第 86 条第 1 項第 15 号 | 第 86 条第 1 項第 17 号 | — | — | 第 86 条第 1 項第 17 号 |
| 第 86 条第 1 項第 16 号 | 第 86 条第 1 項第 18 号 | — | — | 第 86 条第 1 項第 18 号 |
| 第 86 条第 1 項第 17 号 | 第 86 条第 1 項第 19 号 | — | — | 第 86 条第 1 項第 19 号 |
| 第 86 条第 1 項第 18 号 | 第 86 条第 1 項第 20 号 | — | — | 第 86 条第 1 項第 20 号 |

| 現 行 | 第 1 条 : 改正後 | 第 2 条 : 改正後 | 第 3 条 : 改正後 | 最終 |
|----------------------|-----------------------|-------------------|-------------|-----------------------|
| 第 86 条第 1 項第 19 号 | 第 86 条第 1 項第 21 号 | — | — | 第 86 条第 1 項第 21 号 |
| 第 86 条第 1 項第 20 号 | 第 86 条第 1 項第 22 号 | — | — | 第 86 条第 1 項第 22 号 |
| 第 86 条第 1 項第 21 号 | 第 86 条第 1 項第 23 号 | 第 86 条第 1 項第 24 号 | — | 第 86 条第 1 項第 24 号 |
| 第 86 条第 1 項第 22 号 | 第 86 条第 1 項第 24 号 | 第 86 条第 1 項第 25 号 | — | 第 86 条第 1 項第 25 号 |
| 第 86 条第 1 項第 23 号 | 第 86 条第 1 項第 25 号 | 第 86 条第 1 項第 26 号 | — | 第 86 条第 1 項第 26 号 |
| 第 86 条第 1 項第 24 号 | 第 86 条第 1 項第 26 号 | 第 86 条第 1 項第 27 号 | — | 第 86 条第 1 項第 27 号 |
| 第 86 条第 1 項第 25 号 | 第 86 条第 1 項第 27 号 | 第 86 条第 1 項第 28 号 | — | 第 86 条第 1 項第 28 号 |
| 第 86 条の 3 第 1 項第 1 号 | 第 86 条の 3 第 1 項第 2 号 | — | — | 第 86 条の 3 第 1 項第 2 号 |
| 第 86 条の 3 第 1 項第 2 号 | 第 86 条の 3 第 1 項第 3 号 | — | — | 第 86 条の 3 第 1 項第 3 号 |
| 第 86 条の 3 第 1 項第 3 号 | 第 86 条の 3 第 1 項第 5 号 | — | — | 第 86 条の 3 第 1 項第 5 号 |
| 第 86 条の 3 第 1 項第 4 号 | 第 86 条の 3 第 1 項第 6 号 | — | — | 第 86 条の 3 第 1 項第 6 号 |
| 第 86 条の 3 第 1 項第 5 号 | 第 86 条の 3 第 1 項第 7 号 | — | — | 第 86 条の 3 第 1 項第 7 号 |
| 第 86 条の 3 第 1 項第 6 号 | 第 86 条の 3 第 1 項第 8 号 | — | — | 第 86 条の 3 第 1 項第 8 号 |
| 第 86 条の 3 第 1 項第 7 号 | 第 86 条の 3 第 1 項第 9 号 | — | — | 第 86 条の 3 第 1 項第 9 号 |
| 第 86 条の 3 第 1 項第 8 号 | 第 86 条の 3 第 1 項第 10 号 | — | — | 第 86 条の 3 第 1 項第 10 号 |
| 第 86 条の 3 第 1 項第 9 号 | 第 86 条の 3 第 1 項第 11 号 | — | — | 第 86 条の 3 第 1 項第 11 号 |

【第4条：覚せい剤取締法】

| 現 行 | → | 改 正 後 |
|------------|---|------------|
| 覚せい剤取締法 | | 覚醒剤取締法 |
| 第30条の6第2項 | | 第30条の6第3項 |
| 第30条の6第3項 | | 第30条の6第4項 |
| 第30条の7第13号 | | 第30条の7第14号 |
| 第30条の14 | | (見出しの改正) |
| 第30条の17第3項 | | 第30条の17第4項 |
| 第42条第16号 | | 第42条第17号 |
| 第42条第17号 | | 第42条第18号 |
| 第42条第18号 | | 第42条第19号 |
| 第42条第19号 | | 第42条第20号 |
| 第42条第20号 | | 第42条第21号 |
| 第42条第21号 | | 第42条第22号 |
| 第42条第22号 | | 第42条第23号 |

【第5条、第6条：麻薬及び向精神薬取締法】※なし

| 現 行 | → | 改 正 後 |
|-----|---|-------|
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

【第7条：血液法】

| 現 行 | → | 改 正 後 |
|---------|---|----------|
| 第7条 | | (見出しの改正) |
| 第10条第3項 | | 第10条第4項 |
| 第10条第4項 | | 第10条第5項 |
| 第10条第5項 | | 第10条第6項 |
| 第11条第2項 | | 第11条第3項 |
| 第11条第3項 | | 第11条第4項 |
| 第11条第4項 | | 第11条第7項 |

【附則：国家戦略特別区域法】

| | | |
|------------|---|-------|
| 現 行 | → | 改 正 後 |
| 第 20 条 の 3 | | 削 除 |